

叡山西塔の仏足石と豪観上人伝

加藤 諄

一 はじめに

比叡山西塔釈迦堂前の広場に立って、山上では最も古い建物と言われている——このお堂を仰いだ眼を、静かに左手に移すと、美しい大杉の木立がそそり立っているが、その茂みの陰の小高いあたりに、鐘棲からやや離れて石垣の一面がある。その中に端然たる碑が見える。碑の正面には、珍しく草体で、「釈迦牟尼仏足石」と彫りも深く刻まれている。石は暗い緑色で、ぬれたように見えるが、一面に薄い蘚がはりついていて、彫りの文字も遠くからは見まがうほどである。この碑の前に、釈尊の足跡をかたどり、内に吉祥文様を彫り出した仏足石が安置されている。仏足跡の石そのものは、碑の石の質とは異なっており、おそらくこの山の産であろう。高さ七〇糎、裾の前幅一八〇糎、奥行一三六糎ほどある大きな自然石である。上の面はほぼ平らで、形は不定形の菱形に近いが、石の生地は荒く、空隙が目立ってあばたであり、斜めに亀裂さえあるが、それにかかわりなく中央には、仏足の形が一・五糎から所によっては三糎の深さに彫り下げられ、その内に奈良薬師寺仏足石系統の文様が、太い線で彫り出されている。足うらの大

きさは、一般に多くある仏足石と同じく縦四五糎、中央幅一八・七糎であるが、両足間の開きが二一・九糎あるから、普通よりも五倍近い広さだ。そのせいか、どっしりしていて親しみの湧くような足形である。うしろに立つ碑は、つまりこの仏足石の標石であるが、仏足石とは別に、四角な台石の上に立っていて、高さは台石の上から計っても一四一糎あり、厚みが三〇糎余り、頭部はゆるい山形をなして、実に堂々たるものである。

この仏足石のことを知ったのは戦前、それも昭和の始めごろで、今は亡き板橋倫行氏から教えていただいたのであった。しかし私が実地に見て拓本もとり、いくら調べてもみたのは戦後のことである。近ごろでは、叡山の美術や史跡の案内書が幾種類か出ているけれども、それらほとんどものがこの仏足石には注目して^{注1}いない。ところが江戸時代に書かれた『御山の枝をり』^{注2}という叡山案内記には、簡単ではあるが、「此釈迦堂の前の右の方に仏足石あり」と、すではやくから紹介されている。もつともこの案内記は叡山の僧が天保三年に書いたもので、翌天保四年に刊行されて、相当に流布されたものであるらしいが、江戸時代も古い巡礼記や目録録起類には、もちろん全く見えな^{注3}い。

注1

昭和三十八年五月、白川書院発行、渡辺守順著『文学散歩 比叡山』に、「左手には石垣の中に仏足石がある」と、江戸時代並みの簡単な紹介であるが、ともかく私の目にとまった一冊である。

注2

『国文東方仏教叢』第二輯第六卷寺志部に収載されている。上下二巻、下巻の奥は、「天保三^{壬辰}秩八月、荷香庵主人摩訶三毒記之」とある。

例えば正保二年(二四五)書上げの『山門新記』にある「西塔院目錄」には

一、中堂 (釈迦堂)

一、香炉岡 有本堂西南
(下略)

一、護法石 有本堂之巽

(仏足石ではない―筆者注)

一、法華堂

一、常行堂

一、丈六堂

一、鐘樓 旧跡

一、大黒堂 旧跡

一、食堂

一、経蔵 旧跡

一、相輪檜

一、弥勒堂 旧跡

一、恵亮堂 旧跡

(比叡山を中心とする文化財―昭和三八・文化財保護委員会刊による)

というような順序で名称を掲げている。

二 この仏足石はいつできたか

これについては、仏足石とは別に立てられている碑石、すなわち標石の正面の文字はさておき、その両側面に刻まれている銘文を、ここに示して問題としなければならない。

仏足石標題 青蓮院尊宝親王

(向かって右)

文政二年己卯秋八月建之

叡山西塔の仏足石と豪観上人伝

発願 正観院執行探題前大僧正豪観

助願 執州松坂来迎寺上人妙有

施主 同州山田河崎野村五郎右衛門正通

(向かつて左)

右側面は一行、左側面は四行いずれも正楷で刻まれている。これによってみれば、文政二年八月に仏足石は造立され、その発願者は叡山西塔正観院の豪観大僧正であり、協力者は伊勢松坂来迎寺の妙有上人、施主が伊勢山田の野村正通であつて、青蓮院尊宝親王が標石の題字を書かれたのである。いかにも仏足石の造立を、そのうしろに立つ標石によって示し現わしたという感じで、結局仏足石・標石両者一体として、文政二年八月に造られたもの、と一応は理解されるであらう。

ところが、叡山の代表的文献の一つである『天台座主記』を見ると、文政二年の条には仏足石に関する記事は全然なく、文政八年に至つて、

七月、西塔星光院前大僧正^{注1}豪観發起仏足石供養経営、石面銘尊宝親王被^レ染^{注2}真筆也。

と見える。ここに言う石面の銘とは、かの標石正面の題字のことであらうが、眼前に西塔仏足石の真景を浮べ得られないものにとつては、とにかくこの仏足石は、豪観によつて文政八年七月に造られたと読まれるであらう。ただ供養経営という語の底には、時間的なあいまいさが潜んでいることに、気がつかないわけではないが、一応、仏足石と標石という区別なく、やはり一体の仏足石として、それが文政八年七月にできたということにならう。

そこで同じ一つのものであるはずの、叡山西塔釈迦堂仏足石が、一方では実物としてみずから示す重要な金石文史料と、他方では一山の代表的文献史料とで、その造立年時が違ふということになつてきた。その相違はたかが五六年

のこととはいえ、ともに重要な史料のことであり、だからこそ何か事情があるのではないか、いささかその辺の委細を探ってみようと思ふのである。

さてここで話題を少し転じることを許されたい。ほかでもない、かの標石の側面銘に見えた松坂来迎寺のことであるが、この寺にも叡山にならって同じように仏足石が安置され、しかも標石正面の題字は、実は、叡山釈迦堂仏足石標題の尊宝親王染筆を拝借して刻んだものである。^{注3} その標石の碑陰には、「仏足石標題、青蓮院尊宝親王、天保八年丁酉冬仏歎喜日、発願当寺廿七世妙有上人、助願施主野村正通・三井宗養」という銘文のあるのもわかるが、私が話題を伊勢に転じた目的はむしろ次のことにある。というのは、標石とは別に、ここでは仏跡文様を^{注4}上面に刻み出した仏足石そのものの側面にも、「天保四年癸巳七月、願主野村正通」と二行に刻んだ銘文のあることである。もとより標石・仏足石両者の銘文は別筆。すなわち松坂の場合は、仏足石は天保四年、標石は天保八年というように、別々に、銘文そのものが史料としての価値を、みずからはつきりと示している。

ところが叡山西塔に立ち帰ってみると、実は、仏足石そのものには銘文が見えないのである。そして標石の側面だけ銘文があつて、これによって、さきにも述べたように、仏足石・標石両者一体として、文政二年に造られたものと理解したのであつた。しかしこのように両者一体として、同時に造られたものと理解することが、はたして妥当であらうか。言いかえるならば、

(一) 標石は銘文の示すとおり、はたして文政二年のものか。

(二) そして仏足石そのものはいつできたのか。

この二つの点に問題を絞って詮索しなければならぬはずだ。なるほど、はじめにも触れたように、碑石すなわち

標石と仏足石とは、石質も異なるのであるし、加工の手口も明らかに違っている。当然両者を別々に考えるべきであった。

実物としては、こういう問題点があるのに加えて、他方では、文献として『天台座主記』文政八年の条における仏足石造立の記録を、また問題としなければならぬ。『座主記』では、この年に仏足石が造られたというように明記はされないで、むしろ豪観上人の発起にかかる仏足石の供養経営と、尊宝親王の標題染筆の事蹟が主要な役割を占めている。ことに親王はこの年廿四才、この後四年にして文政十二年には、廿八才をもって叡山第二百廿三世の座主となられたのであるから、親王が碑石に真筆を染められた事がらが主として記されたと考えてよからう。その上で想像が許されるならば、あるいはやがて座主の位に就かれるはずの親王が、この年文政八年に、仏足石の標題を書かれたということは、少なくともこの年に標石が造られたことを語るのではあるまいか。私はそういう想定のもとに、さきに考えた実物上の二つの問題点に加えて、文献上からは、

(三) 文政八年尊宝親王標題染筆のこと

をさらに一つの問題点とし、合わせて三つの点から、西塔仏足石造立の顛末を明らかにしたいと思うのである。

もともと、実物は文献によって証明されるもの、文献は実物あつての文献であるから、それが歴史研究の実証方法でなければならぬ。——従つてこれら三つの問題点についても、さらに証明となるべき文献さえ出でくれば、かならずや問題の食違ひは無くなるものと思つて、実は、そういう文献資料の索捜を、長い間ひそかに努めてきた。この夢にも似た努力は、しかしそのかいあつてか、いやこれは全く同学の士の協力と学恩によつたものではあるが、西塔仏足石造立についての中心の人、豪観上人の自伝という、最も有り難い文献が現実に出現したのであつた。それは

『豪観大僧正伝』^{注5}と題する写本であるが、とにかく文政二年の条の、当面の問題に関係ある部分を、読み下しにして次に紹介する。

文政二年己卯の春、勢州松坂来迎寺の妙有^{注6}、わが別房^{注7}に來り宿す。話の次でに語って曰く、仏足石を彫造して、人に拝瞻せしめなば、則ち滅罪の利益曠大ならんと云々。ここにおいて余が曰く、余かつてその願ありといへども、山居して貯なし、故にいまだ願を果す能はずと云々。妙有曰く、われこれを計るべしと云々。しかしして妙有帰国の後、右の件のことをもつて、山田河崎の野村太治兵衛に語る。ここに太治衛隨喜して、若干金を投じ、まさに宿願を遂げしめんとす。これによつて白河の石工を倩ひ、以つて大石に彫刻せしめ、便ち本堂の側の香炉^{注8}が丘の下に置かしむ。その後、栗田新宮尊宝親王登山のついで、この足跡を覽、その題字を染筆して之を賜ふ。故にまたこれを標石に刻み、その側に建てり。

引用の一文は、全伝のうち記事最も詳細にわたる部分の一つである。こういう比較的長い記事から考えても、上人生涯のうちでは、それだけにこの仏足石造立の意義を深く大きいものとしていたに違いない。實際上人はすでに六十四才、しかもこの翌年から籠山比丘として十二年間、極めて厳しい修行にはいつたが、これこそ転向大決心の記念であつたとも言えよう。それはさておき、この抄文を一読すれば、上來かかげてきた問題点の三つは、おのずから氷解することと思われる。すなわち、

(一) 標石は銘文の示すとおり文政二年のものか。——標石は文政二年の造立ではない。

(二) 仏足石そのものはいつできたか。——これこそ文政二年の造立であつて、この年の春、豪観上人は松坂来迎寺の妙有と計り、山田の野村太治兵衛（正通）の布施を得、京都白河の石工によつて彫造ができた。そのことが

標石左側銘の全文であり、それはこの年の秋八月のことであった。そして仏足石そのものには、銘こそ見えないが、この『豪観大僧正伝』が、造立に関する最も信すべき文獻史料である。

(三) 文政八年、尊宝親王標題染筆のこと。——これは『天台座主記』の記事に言うとおりであるが、なお問題点の(一)と対比し関連させて、少しばかり説明する必要がある。『豪観伝』には、「その後粟田新宮……題字を染筆して……またこれを標石に刻みその側に建てり」(「圍点筆者」と見える。「その後」という一句は、文政二年後のある時期を示しているわけであるが、『豪観伝』のうちには、あいにくなことに文政六年(八三三)から天保二年(六三三)にかけての十年間の記事が欠けている。これは脱落ではなく、文政三年以後天保三年までの十二年間、さきにも言ったように、上人は籠山誓紀の願をたてて厳しい修行にはいったために、おそらくは記述すべき事がらも、またその暇すらもなかったものと思われる。これを思つて『座主記』の記事と『豪観伝』の一文を合わせ考えるならば、「その後」という時こそ、文政八年七月のことと見て誤りはなからう。かくして『豪観伝』を繰り返し解釈敷衍するならば、「その後(文政八年七月) 粟田の青蓮院宮尊宝親王は、廿四才の若さをもつて比叡に登山され、さきに(文政二年) 豪観上人の造つた仏足石を見て、久積迦牟尼仏足石と標題を染筆し、これを上人に賜わつた。そこでこの題字を石に刻み、また(仏足石とは別に) その後に標石を建てたのである。」とすることができよう。従つて標石の建つた時は、標石自身がもつ碑側面銘の文政二年ではなく、『座主記』の示す文政八年七月のことであつた。豪観上人は、この時仏足石造立に関する銘文を、仏足石そのものではなく、この標石の左側面に刻み、一方右側面には、正面の標題を染筆された親王の御名を彫つて、もつて一体となし、仏足石の供養経営としたのであつた。

注 1

豪観は文政二年十月隱居、文政三年三月より星光院に住した。それによって星光院前大僧正という。略年譜参照。

注 2

尊宝親王、このとき二十四才。青年としては雄勁達筆の書。この後四年にして天台第二百二十三世の座主となられた。

注 3

尊宝親王は天保三年九月十六日に、天台座主として治山三年にして、三十一才をもってすでに遷化されている。標石正面の文字の大きさも叡山のものと同じく同くである。

注 4

来迎寺仏足石の文様は、叡山と同じく薬師寺系統であるが、彫りは陰刻線彫りである。

注 5

本稿附録参照。

注 6

来迎寺は松坂市白粉町にある。同寺の歴代録によれば、妙有は文化十四年三月に同寺廿七世住職となり、嘉永七年閏七月二日に遷化。七十四才。

注 7

豪観上人は文化九年以来正観院に住んだが、その別房とはどこか、いま不明。

注 8

前節注 3 に掲げた『山門新記』中、「西塔院目録」の香炉岡の割注に、次のように見えている。

叡山西塔の仏足石と豪観上人伝

一、香炉有本堂西南口伝云天人持来香炉埋之為名。

三 余 聞

上人が仏足石を造立した機縁はどこにあったか。これについては、さきにかかげた『豪観大僧正伝』文政二年の条にも見えている通り、松坂の妙有が、「仏足石を彫造して、人々に拝ませることにしたならば、きつと滅罪の利益は大きからう」と語ったのに上人も讚して、「自分も以前からその願いはあったけれども、いまだに果たし得ないでいる」と、そんなふうな応答の言葉からも十分に推察される。仏足信仰が滅罪消除をきつかけとしたことは、遠く奈良朝における仏足石(現在奈良薬師寺安置)の銘文にも見えたところで、もっともそれは観仏三昧経の句を引用してのこ注¹とであつたが、江戸期でも、例えば伊勢では、天阿という僧が、天明五年ごろから松坂附近のあちらこちらに仏足石注²を造つて、仏足図の上に「経に此相を見れば千劫の重罪を滅すと云へり」と、観仏三昧経によつて仮名交りの銘を刻注³んでいるし、現に来迎寺に所蔵する寛政十二年刻の仏跡図板にも同じ句を漢文で示している。また奈良薬師寺では、このころ仏足信仰の宣伝に努めた同寺の僧行遍が、文政四年に「薬師寺仏足石縁起」なるものを刷つて上梓し、その中で、野呂元丈や木村兼葭堂が薬師寺仏足石の摹刻印版に力を致したことを讀え、「千有余年の勝事、今ふたび遺音を世に弘伝するべく、広大の功德、誰か是を感ぜざらんや、観仏三昧経云、仏在世、若有衆生見仏行者、及見千輻輪二者、即除千劫極重惡罪。仏去世後、想仏行者亦除千劫極重惡業。雖不見行、見仏跡二者亦除千劫極重惡業。」(下略)と言つている。

滅罪消除の功德についてはさておき、上人が「余かつてその願いあり云々」と、仏足石造立について語っていることから、たまたま思い合わせる一件がある。それはこれより三年前の文化十三年に、山形宝光院仏足石造立に際し、その碑銘を上人が撰した^{注4}ことである。その文中に、「わが国にては大和薬師寺の仏足石を初めとするが、その摹刻が大坂四天王寺にもあり、文化五年の冬に、自分は四天王寺に行き仏足石を親しく拝し、かつ仏足石の図（恐らくは拓本ならん筆者述）を寺僧に乞いて叡山に持ち帰り、これを山形宝光院の隆田に贈った。そこで隆田はよろこび、これをまた石に刻んで、この仏足石を見るものをして仏縁を結ばせることとした云々」とある。文化五年といえ、文政二年よりは十年前、上人五十三才のときであった。四天王寺仏足石は、さきにもかかげた行遍の「薬師寺仏足石縁起」によれば、天明年間に、薬師寺金堂本尊の足下の神蹟を摹刻して造立されたものと、明記しているところのものであるが、それはともあれ、上人が仏足石造立の願いを思い立ったはじめは、十年前の四天王寺仏足石を拝したときからであつたらう。

注1

薬師寺仏足銘には、正面二十行のうち、観仏三昧経の名、二箇所に見える。

注2

- (一) 松坂市垣鼻字里中の真楽寺門前（立石）
- (二) 多気郡多気町大字鍬形字雨が瀬の街道沿い（立石）
- (三) 一志郡久居町本村字野村の玄甫庵門前（立石）

注3

私が見たのは昭和三二年一月七日のこと。注2の諸例とともに拙稿「近世仏足石の一派生図様について」(早稲田大学大学院文学研究紀要第八輯(一九六二))を参照されし。

注4

宝光院仏足石は山形市鉄砲町同寺門内。碑石は角柱状の自然石。銘は四面に三種類ある。第一、正面のもの豪恕の書。第二、向かって左側面は紀伊雲蓋院仏印昌宗の撰。第三、裏面及び右側面にわたって豪觀撰文を比丘亮照が書いている。いずれも原漢文、いまは関係のある第三のものだけを示す。

仏足石碑銘、台山宝幢院執行探題僧正豪觀撰、菩薩比丘亮照書。仏足石者大聖釈尊雙足之蹤也。按西域記云、摩揭陀国精舍中有大石、如来所履雙迹猶存矣。其長一尺八寸広六寸有余、其相則詳觀仏三昧経矣。本邦以大和薬師寺所在之石、為始事詳三寺記矣。或曰其遺趾元在二山城山科寺、而以移也。後又所摹彫之石在二撰津四天王寺。文化戊辰(五年)中冬、予游於彼一拜之、且乞其図於寺僧二帰山、以贈之之宝光院(以上裏面、六行也)主隆田。隆田嘉而乃復鐫石、使瞻者結三勝縁於茲也。今茲文化丙子(十三年)春、建一碑其側、請銘於予。予謂嗚噫大哉、世尊之化物也、実無有窮矣。其千輻輪相一印一仗那龍泉、再留二揭陀闍若、流伝三國、使有情滅悪生善積劫行滿之徳不可得而言也。故略叙其由、且為銘。銘曰、伊斯足跡、造二関之東、以利二万世、以益二羣蒙、実哉至矣、田公之功、縑素仰徳、道俗帰風。(以上側面、六行也)詳しくは拙稿「山形の仏足石」(昭和三八・六・八歴史考古学会講演概要——山形県西村山叢書刊行予定)にゆずる。

注5

従来、この仏足石は表面剥落してたく破損していたが、近年再建されたように聞くも未見。

四 豪觀上人を追って

この仏足石の拓本をとったのは、採訪日誌を繰ってみると、昭和三十一年六月二十日のことである。ことし昭和四十一年のいま、春も尽きようとしていることを思えば、十年になろうとする、まことに夢のようだ。

あの仏足石碑の側面に刻まれた発願すなわち造立者の豪觀という名、それをはじめ『天台座主記』によって知り得たのであったが、しかしその名の見えているのは、寛政七年から天保十五年までの、すべて八箇所にすぎない。せめて寂年でも知りたいとしたが僧伝類にも見えなかった。とかくするうちその年も暮れて、あくる正月そうそうに、私は助願者の「妙有」をたよって松坂の来迎寺を訪れた。もちろんここに仏足石のあることは、かねて奈良薬師寺の橋本凝胤管長からも聞いていたことではあるし、松坂の友人丸林勝人君が、かねて来迎寺以外にも仏足石の所在を知らせてくれていたので、それらを見たいためでもあった。この寺の仏足石の図様が薬師寺系統のものであることは、妙有上人が後年薬師寺講堂の薬師三尊光背の施主になった^{注1}ほどの人であることを思えば当然であるが、一見また叡山西塔のものと同じ図様である。ただ彫りについては両者に違いのあること、前節において触れたとおりである。しかし来迎寺内にある妙有上人関係史料のうちからは、やはり豪觀上人を引き出すことができなかった。

山形に仏足石のあることは、これも故板橋倫行氏から、立石寺・高松寺・釈迦堂法来寺の三例を知らされていた。しかしたまたま入手することを得た黒川春村旧蔵墨本類のうち、これは目録にのみ名をとどめたものであるが、山形宝光院仏足石拓本というものが、旧蔵本のうちに確かにあったらしく、とにかくこれは未知の新発見なりと、私はす

ぐ寺に尋ねてみたところ、どうしたことかなかなか埒があかなかつた。そのうちに刑法学者齊藤金作教授の好意により、山形裁判所の高橋太郎判事補（当時）から、宝光院仏足石の所在を確かめて知らせて下さった。ただしいまは雪の下にうずもれていて詳しく調べるよしもないから、雪の解けるのを待つてほしいということであった。夏になって、書籍よりの小包が、高橋さんから届いた。あけてみて驚いたことに、これは全く捜査調書だ。畳紙に納められた写真も何枚となくいろいろな角度のもの、所在、寸法、見取り図、碑銘の写しなど、しかも宝光院以外の三例にも及んで、同じように詳細を極めている。そして一行の感想も批評もない。

さて宝光院仏足石碑銘——高橋さんは「仏足石後方石塔文字」とされ、その裏面文字の刻として記されているうちに「台山宝幢院執行探題僧正豪観撰云々」の文字を見いだした私は、事のあまりにも意外な、因縁のあまりにも異類な次第に、しばし茫然とせざるを得なかつた。

その年は公務の忙しさが続いた。あくる年もことに学年末と新学年のあわただしさのうち、忽然として大患が私を見舞った。内臓の手術を受けて、治療回復に二年かかった。時たま「豪観上人は山形にも行っている」そう思うと、かえって何か安心に似たものが、回復期の心の中を去来していた。東京近くの採訪で、足ならしに自信を得た私は、いよいよ待望の山形行きを決行することとした。

山形県立図書館の三春伊佐夫氏が私を案内してやるといふ。三十六年六月の末であった。午後おそく駅に着いたその足で、三春氏に案内され、鉄砲町の宝光院へ急いだ。仏足石は叡山西塔のものとはほぼ同じ大きさ、彫りも同じ、両足間の開きはこの方がややせまい感じである。うしろの碑石は、この方がやや高い。角柱形の自然石で、岩波という所の川原石だということである。銘は四面にあるが、正面は豪観の伝戒の師であり二十四歳も年上の豪恕の書、向か

つて左側は山形の出身先輩である仏印昌宗の書、そして裏から右へかけての面が、豪観の撰文碑銘で、その書は亮照という僧の手になる、いづれも字は大きく彫りも深い。三者相奇つて宝光院仏足石を讃え、縁起を後世に伝えようとしたものであるが、私はここに来て、はじめて豪観上人の名の奥にある文と人とに、接し得たかの感があった。この銘文については一部前節にも紹介したところであるが、要するに上人によって宝光院仏足石は促進されたものである。

立石寺仏足石は、明治二十八年に宝光院仏足石を摸して造立したものの。その彫造はむしろ宝光院よりも立派であるが、うしろの釈迦苦行像彫刻の石塔に刻まれた銘文は、宝光院仏足石碑銘の一部を省略しつつ写したもので、はなはだ意義の薄いものである。老僧清原英田師は、折柄宿痾のため床上にあられたが、私どものためにとくに起きいで、宝光院仏足石については、是非とも話しておきたいことがある、といつて語りはじめられた。すでに奇蹟の舞台に引き上げられているような気持の私は、さらにわが耳を疑うかのような、いやこれが奇蹟の本番かと思うような老僧の言葉に接した——豪観は山形の生れだ——と。奇蹟かと思つたことは、しかしやがて自然な現実^ニに立ち帰つてくるようであつた。英田老僧は宝光院に生まれられ、のち立石寺六十八代の住職——現住は六十九世浄田師——となられた。自分が転住のそのとき^ニ持ってきた大切なものがある、——これだ、と言つて一巻の縁起を前に差し出して示された。題簽に「宝光院仏足石彫造記」とある。巻を開けば、最初の行に「彫^ニ羽州妙円山仏足跡^ニ記」と題して、次に二十六行、奥に「文化十二乙亥」とあり、また「山門探題僧正豪観謹誌」の一行をもつて終わっている。句読点、また訓み仮名、返り点など、あるいは一部分を訂正するところなどあり、恐らくは上人自身の草稿とみてしかるべきか。宝光院碑銘と比べると、あるいは別案草稿と見るべきか。「余文化戊辰、得^ニ此凶乎彼寺^ニ（四天王寺）、便附^ニ之

乎羽州田公。……公庶幾疾鑄_ニ此於石_一云々」という彫造記の簡単な文に対し、宝光院碑銘は、「文化戊辰中冬予游_ニ於彼_一（四天王寺）拜之、且乞_ニ其圖於寺僧_一帰山、以贈_ニ之宝光院主隆田_一、隆田嘉而乃復鑄_レ石……今茲文化丙子（十三年）春建_ニ碑其側_一、請_ニ銘於予_一云々」とある。ここをだけ比べてみても、その相違はわかるであろう。上人が、如何に宝光院仏足石彫造に意を燃やしていたか、両度にわたる記文あるいは銘文を見ることによっても、想像されるところである。

老僧の談は、訥々とはしているが、病痾とも思えないほど熱をおびていた。二十年ほど前、市内の宮町というところに山寺屋という——そば屋か何か飲食店をたずねて、そこで上人の肖像の画軸と遺品を見た——と思ひ出をたどるような話であった。もう現実のなかに帰ったのだ、遺族を捜すこともできるのだ、そう私は思った。そして市内に帰って、三春氏に従い、宮町の先刻の話しに出た土地をたどって、細かに聞き歩くことにした。

しかし私は幾日もそこに滞在することは許されず、よぎなく次に予定した羽黒山黄金堂の仏足石を見るために、山越えのバスに身を委せて鶴岡に向かわなければならなかった。

その翌年の秋十月、三春氏は山形県下における仏足石の新所在を四基も聞き出して報じてこられたので、第二回の山形行きとなった。このとき立石寺では、浄田師より叡山坂本の双巖院を紹介していただき、双巖院にある仏足石と^注の関係を調査するよう用意したのであった。そして帰京して間もなく、秋深い叡山へ向かうことにした。

すでに叡山における豪腕上人の書写本・手沢書入れ本、あるいは著書撰文の類については、『昭和現存天台書籍綜合目録』によって紙上の調査を試みたが、これによれば、稿本三、写本三六（書写年月のあるもの及びないもの）、手沢本一、口決授与本二、その他五、合計四七部を挙げている。少なくとも識語書入れ等によって、上人の手の跡に接し

たい思いがしきりに動くのであった。

まず叡山文庫に池山一切円師をたずねて、上人関係仏書の披見閲覧の許しを願った。師はころよく願いを容れられた上に、私の上人伝への追跡をあわれみ、叡山における『藤次簿』なるものの閲覧を勧められた。そして師みずからも資料を捜して、別に十数項目の上人略年譜を作って私に示して下さった。そのなかの「享和三年 四十八才 西教寺兼任」という項は、とくに私の注目するところであった。一方、双巖院では、庭上の仏足石造立資料のいくらかを見せていただいたが、いずれも造立年時に確証を与えるものはなかった。もちろん西塔仏足石に関しては、何とも結びつく糸口は見いだせない。しかしここに幅六五・五厘もある立派な山越阿弥陀像の彩色一軸があり、これには

天保十三年壬寅晩冬下浣二十有七於走井祖堂、山越弥陀尊像一幅、謹奉開光、一季己満老乞士豪觀八十七歳識(團圓)の賛が書かれている。『座主記』天保十五年の条に見える西町奉行の請によつて田村丸の神像を開眼した記事を思い合わせるが、それとは違つて、筆蹟を眼前にし得る画像であることも、一段と上人の面影に近づき得たかに思われた。かうして叡山における上人伝資料はようやく台麓の教箇所に散在するものと想像され、ことに西教寺については、特別な注意と調査が必要であらう、と確信を固めつつ帰東することになった。

三十八年の春、入学試験という最も繁多な時期であるが、それも一応片づいた三月の末、横須賀を出る便船を得て、数日静かな朝夕の海を楽しみながら、私にははじめての北海道へ渡つて行つた。函館称名寺の貞治の碑を見たいからではあったが、札幌まで足を伸ばして、黄金堂仏足石資料を保存されるという北大名誉教授星野勇三博士を訪ね、このついでにフゴッペの洞窟文字を見ることにした。さらに青森、秋田両県下の鐘銘と碑文を狙い撃ちして、さて主目的の山形に着いたのは四月六日の夜半であった。これよりさき、三春氏の仏足発見の努力はすさまじく、さ

らに三基の新所在についてすでに通報を受けていた。深夜をもちわず私を出迎えて下さった三春氏は、上人の遺族を酒田市につきとめ、山形市内にも直系の遺族が十日町（現本町二丁目）で、山寺屋という質屋を営んでいることを語られた。翌朝はやくから採訪に出て、数日後再び市内に帰ると、三春氏は待ちかねたように、私を山寺屋当主堀川せんさんの宅に案内された。酒田市の遺族は山寺政雄氏とあって、こちらは夫婦養子として戸籍上のもの、但し位牌と豪観上人の画像とが、ここに伝わっている、ということであった。位牌といえは寂年は判明するはずであったが、近日にも是非調査に出向いた上で、写真などは報告する、と三春氏の言われるのに万事依頼して、山形を後にした。

その翌月、折から私大図書館大会が京都大谷大学で開かれたのを機として、その帰途、私は坂本の西教寺へ向かった。雨の降りつくその夜は、宿坊の広い二階で、過去帳を丹念に見せてもらっていた。あった、あった、ついについて、豪観上人示寂の年がわかった。次のように記されている。

第廿五世真梁上人

羽州山形産。従郡泰安寺豪真出家。従事山門歛喜院昌宗。天明六丙午七月住持于大仙院。享和三癸亥年孟春兼当山。転星光院。称豪観。弘化四丁未年正月四日寂。

そして見出しの肩に、朱をもつて、豪観大僧正と書かれている。翌朝、禅智房八耳哲雄師の好意によって、真盛宗学の学僧西村罔紹師を叡山学院に尋ねる機会を与えられた。西村師は宗淵上人研究においても学深く、『真阿宗淵上人年譜』（小泉法暢・西村罔紹両師著作）にはしばしば豪観上人との交渉が見えていること、あるいは猪熊信男氏の「宗淵上人の学徳を偲びて」など諸家研究文献の教示を受けたが、話の最後に豪観上人の自記になる『大僧正伝』があったはずだと語られた。すでに宝の庫にはいつているとはいえ西村師のこの事もなげな一言は、私にとってはやや興奮

に似た喜びであった。

東京に帰った私は、間もなく「山形の仏足石」と題して、歴史考古学会の講演を、先約に従って行なったが、実は講演の席上でも豪観上人の面影が、いまだ見ぬ伝記の全文によって、はやくも満たされていくかの錯覚に揺られる思いであった。かくて夏の休みの終りの日に、西村師は身みずから私を伴って、伊勢の久居町木造なる引接寺称名庵まで出かけられ、親しくかの伝記披見を斡旋されたのであった。

『豪観大僧正伝』は縦二七・二糎、横一九糎、墨付十四紙、その奥に

安政三年辰十月以西来寺真阿僧都所藏本沙門法竜書写

とあり、他に『叡山参詣案内記』墨付七十一枚、抜き書五枚、及び『三塔寺号之記』墨付七枚とともに合綴一冊として、題簽は『叡山参詣案内記』、その下に割って『三塔寺号之記』、『豪観大僧正伝』、全とある。すなわちこの書写本は引接寺先代法竜の書写にかかる小冊子ではあるが、その祖本は西来寺真阿宗淵の所藏本で、これが西村師も言われたように、豪観上人の自筆本であつたらうのである。自筆本といっても、口絵裏頁右下第十二紙の写真にみられるとおり、天保十年の条までが、「已上大僧正ノ御日記」で、「此後御入滅迄ノ御伝ハ侍者蒙純沙弥之手書」である。それが真阿の本であつたらうということだ。西来寺は戦災を蒙つて焼失した。しかし書庫は幸いに焼け残つたといえ、この自筆本は、いまはない。あるいは水害によつてなくなつたものか、とも言われている。ともあれ真阿は引接寺の法道——その弟子が法竜——とともに豪観上人を師範とした学僧であつた。そういう関係から見ても、真阿所藏本が豪観自筆本で、法道の弟子法竜がこれを書写したという経路が自然に考えられるのである。しかしながら全文のうち、数箇所にあつた疑問の点があるが、この篇末の附録翻刻本では、その箇所にその旨を注記しておいた。

豪観上人の著作はすべて何部あるか、これについてはいずれ稿を改めるが、取りあえず書き添えておきたいことがある。さきあげた『叡山参詣案内記』の奥には「右、正観院豪観大僧正御述作也」とあるから、上人の著作と見るべきであるが、西塔釈迦堂の条には、問題の仏足石ははまだ造立されておらないことになっている。従つてその著述された年代というものも当然、文政二年を遙かに遡つたころと考えるべきであろう。

さて豪観上人伝を追い求めて、長い間、いわば片々たる事柄を見つけてきた。そのはてに御自記になる『大僧正伝』が出てきたのであった。人あるいは「夢十夜」のはての空しさに似るといふかもしれないが、私はけつしてそう思わなかつた。西に東に旅をかさねた苦しみは、むしろ旅に出会つた人々を懐しみ、ことには学恩を蒙つた人々への感謝の心が、いまとなつては、強いよこびとなつてゐる。近世の仏足石は、ほとんど文献にも見えないし、人の注意をひくものでもなかつたので、仏足石の所在を知るだけでも知つてゐる人から教えられることが、どんなに大切なことであるかは、言うまでもない。身にしみてありがたいと思つた。学問の方法などは、けつしてむづかしく論ずべきでなく、むしろ事実を實際に処して考えていく所に、学問の要訣があると思う。この一節のうちに、いやこの拙稿のうちに、私は何十人もの世話になり、親切を受けた方々の名まえを、あえて記してきた。それは感謝の心以上に、この学問の重要な条件であると思つてゐるからだ。それらのうちには、はやくも故人となられた方、とりわけ仏足石研究の先達であつた板橋倫行氏を痛む心は大きいが、立石寺老僧清原英田師もまた、私の第二回山形行のときには、すでに遷化して幽境に逝かれたことを、深く悲しく思い出さずにはいられない。

なお引接寺現住小泉法阡師には、先年御厄介になつた上、このたびは『豪観大僧正伝』の翻刻印刷について、特別の御配慮による許可をいただいた。厚く御礼を申し上げる。

注 1

『薬師寺沿革紀要』抄（校刊美術史料第六一輯——薬師寺資料、四）による。

注 2

双蔵院仏足石は、昭和三十一年六月二十日に、釈迦堂仏足石を手拓していたとき、側に立って熱心に見入っていた石屋さんが——そのころ釈迦堂は改築中であった——私の質問に答えて、「同じようなものは坂本にもある。滋賀院の前の双蔵院の庭に」と教えてくれたもの。あくる日にはすぐそこに行つて、仏足を拝し、その拓影をおさめたことであつた。

補注

早稲田大学図書館には、先年、福井康順教授の斡旋によつて、近江の教林房旧蔵仏書が一一〇九部（一九〇六冊）収蔵された。そのうちには表紙に『素絹并頭密之由来』（内題、「素絹衣ノ事書、付頭密流伝ノ由来」）とある横小冊があつて、豪観上人の書写にかかり、豪観の二字横の蔵書印が押されている。

五 豪観上人略年譜

小引 この略年譜の記事は、主として『豪観大僧正伝』によつた。しかしその他の資料によるものは、その旨（ ）をもつて明らかにした。写本関係の記事は『昭和現存天台書籍綜合目録』の恩恵によるところ大きい。私はそれらのすべてを披見調査していない。したがつて写本の所在も一応目録に示すままとした。

（西歴）

（年 号）

（年齢）

（記 事）

一七癸（宝歴 六） 1 十一月十七日、山形七日町山寺家に生まれる。幼名了貝。

一七六（明和 五） 13 山形泰安寺に入る。

叡山西塔の仏足石と豪観上人伝

一七九	(夕)	六)	14
一七五	(安永)	四)	20
一七三	(夕)	五)	21
一七二	(夕)	六)	22
一七一	(夕)	七)	23
一七〇	(夕)	九)	25
一六一	(天明)	元)	26
一七五	(夕)	五)	30
一七六	(夕)	六)	31
一七八	(夕)	八)	33
一七九	(寛政)	元)	34
一七一	(夕)	三)	36
一七二	(夕)	四)	37
一七三	(夕)	五)	38
一七四	(夕)	六)	39
一七五	(夕)	七)	40
一七六	(夕)	八)	41

泰安寺豪真につき得度、僧名豪観。

豪真寂。

父、病死。夏、武州仙波(今の川越)の仙境房に留まる。

泰安寺応順病逝のため、秋八月、同寺に帰り、慈広法印に仕える。

春三月、また仙波に行き、五月、東叡山宥潤の下におる。

九月、常州黒子の千妙寺にて亮真より昇阿闍梨位を伝授。

母、死。

十月、叡山に登り、南溪南光坊に留まり、歆喜院昌宗(出羽の人)に学業を受ける。

大仙院住職となる。

義遍大僧正に業を受ける。また妙観院俊栄から石泉流阿闍梨位を受け継ぐ。

三月、俊栄から山家灌頂を相承。秋八月、座主妙法院宮真仁親王に従い宮中の安鎮大法に加わる。

「鎮将夜叉口伝」一卷を写す(十妙院藏)。

春正月、香衣を許される。「穴太一流伝授次第」一卷を写す(南溪藏)。

秋八月、山科元慶寺に行き慧宅から持明灌頂を受ける。

二月、西教寺円戒国師三百年忌の法会に参勤。十月、鷄足院にて亮周から灌頂を受ける。

四月十六日、西塔院記録役となる(藤次簿)(座主記)。

五月四日、大僧都となる(座主記は四・十六)。無動寺にて慧宅から秘密儀軌を伝授される。安

然撰「不動明王立印儀軌修行次第」一卷を写す(金台院藏)。

二月廿三日、回峯行法を始めて修め、六月六日、一百日満期。また葛川参籠のために不動尊八大童子秘法を修める。西塔院内の灌頂教授を勤める。

- 一七九 (ク) 九) 二月一日から一百日勤行回峯。九月、生源寺において山家灌頂教授。「山灌六通印信」一卷を写す(南溪藏)。
- 一七九 (ク) 一〇) 春、新札拝講の勸進。四月一日から三百日間鍊修回峯。これにより白帯行者となり立印加持秘法を許される。六月、葛川参籠。この年、長講会の一問を勤める。
- 一七九 (ク) 一一) 山王七社造管落成。大宮正遷座に講師を勤む。根本中堂迁座結衆に参勤。
- 一八〇 (ク) 一二) 長講会の講師を勤める。九月、鶏足院にて祐道から蓮花流葉上流の灌頂を受ける。
- 一八二 (享和 元) 七月、戸津十軸談儀。「方便抄」を写す(南溪藏)。
- 一八三 (ク) 二) 二月、「法華二十八品之大事」を写す(南溪藏か)。
- 一八三 (ク) 三) 正月廿三日、西教寺兼帯の令旨「蕨次薄は閏正・二とする」。二月六日、西教寺に移り第廿五世となり真梁上人と号す。八月十六日、望振講(蕨次薄)。十月三日、豪恕に従い戒壇に登り伝戒職位を掌る。十二月、西教寺を退いて大仙院に帰る。十二月十五日、京都に出て大士像を買う。
- 一八四 (文化 元) 孟春、自坊内に稻荷神を祀る。五月、来迎寺にて豪恕から元応寺伝戒を受ける。九月、和州金峯山に到る。十月四日、大講堂の法花会に問者となる。
- 一八五 (ク) 二) 三月十六日、根本中堂にて桓武天皇一千年忌聖忌法会の講師を勤める。六月四日二児剃髪。十一月一日、座主尊真親王の命にて御学問所造當の御祈に参勤。十一月八日、浄土院にて南楽坊光完から梵網戒を受ける。
- 一八六 (ク) 三) 「釈尊御舍利儀記」一卷を写す(南溪藏)。
- 一八七 (ク) 四) 三月三日、釈迦堂にて別請堅義講師。四月六日、宝園院へ転住(座主記)。十一月、宣明房智玄を大仙院附とする。
- 一八八 (ク) 五) 八月、法花会講師。已講職勅許(蕨次薄)。十一月、四天王寺に行き、仏足石を見て、その図を得、これを山形宝光院の隆田に贈る(宝光院仏足石碑銘)。

一八九 (シ) 六) 54

四月、惠亮和尚の九百五十回遠忌に八講を修める。「伝法灌頂許可私記」一卷を写す(南溪藏)。「不動頂蓮義」一卷を写す(南溪藏)。

一八〇 (シ) 七) 55

春、子息真順十一才得度。豪乗と改名。「秘密灌頂私記」一卷を写す(南溪藏)。「秘密行法私記」一卷を写す(南溪藏)。「諸尊法秘伝」四卷を写す(生源寺藏)。

一八一 (シ) 八) 56

五月、楞嚴院中堂別請堅義の問者を勤める。九月十七日、権僧正に任ずる。十月、清涼殿の宮講。十月廿七日、釈迦堂の修理終わり、本尊を拜む。この年、「施食法句読」一卷を撰す(自跋稿本 明德院藏)。

一八三 (シ) 九) 57

六月十八日、正観院へ転住(藤次薄)。七月十五日、執行職となる。八月八日、探題職勅許。九月、教王院を宿房として法花会の雑事を弁ずる。

一八三 (シ) 十) 58

二月三日、大講堂で前唐院大師の九百五十年忌あり、四座証義を勤める。五月、大仙院本尊の宝籠を造る。六月、「素絹并頭密之由来」一卷を写す(早大図書館藏)。十二月、廿九日から後桜町院尊儀あり、御経供養の導師を勤める。

一八四 (文化十一) 59

正月廿三日、僧正に任ずる。十月、別請堅義全執行。証義を勤める。四月、讚仏堂にて東照宮二百回神忌を修める。この年、山形宝光院仏足彫造記の草稿あり(立石寺藏)。

一八五 (シ) 十二) 60

選暦厄年、仏師吉田源之丞に、慈覚大師所感の山王神像を刻ませ、開眼供養して、山麓の社壇に安置する。春、山形宝光院仏足石神銘を撰す(神銘)。六月六日、常行堂に恵心僧都八百年忌を修める。この年、「三昧流伝法灌頂記」一卷を写す(金台院藏)。「蘇悉地持誦私記」一卷を写す(南溪藏)。「印信決」一卷を写す(十妙院藏)。「七仏薬師法壇因」七紙を写す(十妙院藏)。

一八六 (シ) 十三) 61

正月廿六日、大僧正になる。翌日座主宮に参上御礼。三月十六日、参内天顔を拜む。八月、勸学会大学頭及び執行講師を勤める。「勸学会大学頭記」一卷を記す(文政八年豪実の写本、無動寺藏)。

一八七 (シ) 十四) 62

正月廿六日、大僧正になる。翌日座主宮に参上御礼。三月十六日、参内天顔を拜む。八月、勸学会大学頭及び執行講師を勤める。「勸学会大学頭記」一卷を記す(文政八年豪実の写本、無動寺藏)。

明徳院藏。

一八八 (夕 十五) 63

四月二十二日
文政に改元

正月廿日、玉鉢加持のため参内。 二、三月ごろ咲然の「大日経聞書」を謄写し、これを「阿吽藏」に納むという(南溪藏写本識語)。

一八九 (文政 二) 64

春、松坂来迎寺妙有上人と計り、仏足石を釈迦堂の前に建てる(豪観伝及び仏足標石銘文)。 十月、前唐院八講に証義を勤める。 十月十五日、隠居して阿吽庵と号す。「些些疑文」二卷一冊を書写す(金台院藏)。「四箇伝法密印」一卷を写す(豪観口決本 南溪藏)。

一八〇 (夕 三) 65

三月、星光院に仮住して一紀籠山を始める。 八月、戒壇院に登り庶那業を専らにする。 最澄一千年忌導師となる。

一八一 (夕 四) 66

法明院散長を請い円戒を永世に弘めようとする。性潭所校の「秘密儀軌」校合のこと果たし得ず。

一八三 (夕 五) 67

七月、仏足石供養経営、標石は尊宝親王の染筆(座主記)。

一八五 (夕 八) 70

「六種護摩次第」一帖を写す(南溪藏)。「金剛寿命陀羅尼經疏」一卷を写す(南溪藏)。

一八七 (夕 十) 72

十二月十六日、青蓮院入道二品尊宝親王座主となる(座主記)。

一八九 (夕 十二) 74

三月十五日、子息豪乘(卅一才)星光院にて病逝(豪観伝の文化七年の条による)。 山形宝光院仏足石側の石燈籠に最澄の「明らけく」の釈教歌あり(石燈籠銘)。

一八〇 (夕 十三) 75

十二月十日
天保に改元

籠山満紀。十月六日満紀に付、隠居御免奉書来(藤次薄朱書入)。

一八三 (天保 三) 77

年卅一才(座主記)。

九月十六日、座主尊宝親王遷化、二月二十八日、守山西福寺に寄寓。 九月廿八日、信州善光寺に行く。善光寺本尊の宝前に弥陀念誦法一百座を修す。

一八四 (夕 五) 79

四月、戸隠山に行き百余日間大般若経を誦誦。戸隠山乗因撰「転輪聖王章」一卷を写す(蓮華院藏)。

一八五 (夕 六) 80

三月、善光寺を辞して尾州長栄寺に行き豪潮に謁す「豪潮はこの年七月三日に寂、八十七才」。桑名

叡山西塔の仏足石と豪観上人伝

一八六	(弘化 七)	81
一八七	(弘化 八)	82
一八八	(弘化 九)	83
一八九	(弘化 十)	84
一九〇	(弘化 十一)	85
一九一	(弘化 十二)	86
一九二	(弘化 十三)	87
一九三	(弘化 十四)	88
一九四	(弘化 十五)	89
一九五	(弘化 二)	90
一九六	(弘化 三)	91
一九七	(弘化 四)	92

仏眼院を経て、守山に帰る。

秋冬の間病氣。初秋日光宮令旨にて資糧廿金を賜わる。

四月中旬、黒谷に寓居。冬十一月、湖東町屋の片山半兵衛の求めにより法華塔を開眼し、諸人に円頓戒を授与する。十二月中旬、坂本走井堂に寓す。

春、大仏金剛院にて三井伝藏の求めにより持明灌頂を修す。秋、大阪天王寺に滞逗して山家灌頂を興し、また持明灌頂、結縁灌頂を開く。「観音怱嚇多喇経所説十六印」一卷を写し之を覺海に授与す(十妙院藏)。

四月、京都に到り、三井伝藏の宅にて諸仏開眼。後、黒谷に帰る。但しこの項豪観日記伝記の前年の項と重複す、いづれが真なりや、しばらく後考を待つ。撰津において、沙弥西往が作った戸隠の神像を開眼する。その路次、四天王寺にて灌頂を行なう(大僧正伝豪純書添)。

この年「如意宝珠秘密記」一卷を写す(十妙院藏)。

十二月廿七日、走井堂にて山越弥陀画像を開眼す(双巖院藏山越阿弥陀像贊)。

春二月、鏡養を施す(大僧正伝豪純書添)。

五月廿五日、田村丸の神像を開眼供養す(座主記)。

冬、有栖川宮の求めにより紺紙金泥の寿命経を書写(大僧正伝豪純書添)。

春より歩行自在ならず。三月廿三日、豪純受戒。八月廿一日、浄泉別房に移る。十二月廿八

日、容貌変わる。十二月廿九日、豪純枕頭にて説戒作法。同夜黒谷老僧と語る(豪純書添)。

元旦、豪純のために法語。正月四日寂(豪純書添)。

(昭和四一・五・二二稿了)

豪觀大僧正伝〔翻刻〕

前探題阿吽比丘大僧正御伝御自記也
如左

(宝曆六年)

阿吽庵豪觀行履

從有人苦
輪錄之

羊質字了具。産于羽州村山郡山形城頭裏七日街側山寺姓家

父阿部姓
母家女也

宝曆第

六丙子年十一月十七日也。同胞兄弟有六男一女。其中子第五男也。從母誦普門品竅初一段。在襁褓

(明和五年)

能誦之。人以奇之。

明和五戊子年十一月歲十三而至。来于秋元但馬守官寺郡泰安精舎。勤童役。翌

年己丑春二月十三日礼寺主豪真闍梨。脱白剃染。授以婦戒。名以豪觀假名。中將。而師附与畦衣。令礼

三宝及師而被鞠育。侍坐左右。禀道訓。都八箇年。其間師策励余。語言汝若有志操。則生長後登于叡

鍊もと挿、今
改む。

山。探頭密冲微精鍊。琢磨而凌。三波濤。踏探題職位。極大僧正官階。是吾台家準繩習学者者也矣。若欠

其緣由。則粗遠。教觀要旨。後必入律門。進而奉大僧戒。荷負正法。応兼濟自他。所以是我設弟子

也。以賜黄金五十。属余為此資积。当果其素意。外拘攀塵縁。莫墜失其志操。懇勤論。誨吾其尚

叡山西塔の仏足石と豪觀上人伝

(安永 四年)

如斯。銘肝刻心決定誓諾。而後安永四年乙未春二月廿一日遭師病逝余歲二十。同五年丙申正月六日

逢慈父疾亡。悲痛慟哭自爛心肝。初夏辭鄉負笈。菅笠龜衣竹筍草屨。飄然孤錫于武州仙波星野山。而卸

(安永 六年)

笈於師兄所仙境房住持 侍師兄弟公。同六年丁酉秋八月不計就泰安順公師兄 志願。去五月廿二日病逝。復戾于山形一裁。

(安永 七年)

配順公沒後事。暫逗留而給仕現任慈広法印。亦復同七年戊戌春三月歸于仙波。而後受莫逆親友勸

誘。其年五月至于東叡學館。依師侍坐時老職十休靜房有潤座下承提耳ル有年。留心温習教觀。時光

(天明 元年)

不漫費其間。進初講。天明元年辛巳閏五月十七日喪羽州悲母。以山川遙隔。計音遲聆。於是為追

福。休勤仕以修中陰。尔後及將再講之夏始靖。顧昔日先師之示誨。而必須要登山門。故辭學館

之事業者也。自此已前安永九年庚子九月伴内成休靜兩匠往遊于常州黒子千妙寺。從大阿闍梨十願

王院亮真權僧正。伝受昇阿闍梨位。尔後禪心鍊磨余暇。周旋保福円曉之間。問道搜玄。於妓阿闍梨鑑

(天明 五年)

其志操。愍而示深旨。其外歷扣頭密法匠。礪刃講席。在館八年無余暇。如一日。于妓天明五年乙巳

初冬上旬。遂不背先師遺誨。親友懇勸。与一兩同志相伴登山。而余留錫南溪南光坊。自余兩人到于橫

(天明 六年)

河。于時歛喜院昌宗闍梨出羽 人也。為南光坊鑑。則領諸務。乃奉事宗公。受三學業焉。居不幾許。六年丙午

春卅一歲。就西塔南谷僧侶吹峯。大仙院住職。雖然受業未全一箇年。且以根鈍愚昧。固辭再三。而衆

請已累不。得竟止。移西塔。寓星光院。為真藏院交衆。其年孟秋六月。董大仙院。同八年丁申十月朔

(天明 八年)

日。就探題前大僧正義遍会下。遂業矣。其頃妙觀院俊榮闍梨授石泉流。許可繼當流阿闍梨位。寬政

(寬政 元年)

元年己酉三月。從榮闍梨。相承山家灌頂。投花着手印。同六月十七日始進三院講師。秋八月。當寺座主

元年己酉三月。從榮闍梨。相承山家灌頂。投花着手印。同六月十七日始進三院講師。秋八月。當寺座主

(寛政三年)

妙法院宮真仁親王奉_レ勅七箇日將_二山門魚山禪侶_一於_二紫宸殿_一修_二安鎮大法_一。予辱入_二其衆員數_一、役南方阿闍梨天幡阿闍梨曰殿院。同三年辛亥春正月卅六歲、被_レ許_二香衣_一。同四年壬子仲秋十八日往_二山科元慶寺_一、

(寛政五年)

從_二慧宅和尚_一稟_二持明灌頂_一、投_レ花適_レ、得_レ向_レ身齒木和尚稱_レ之賦_レ詩隨喜。同五年癸丑二月下院當_二西教

(寛政六年)

中興円戒国師三百年忌辰、預_二結衆請_一參_二勤法会_一。十月於_二鷄足院_一從_二亮周闍梨_一沐_二離作業灌頂_一。六年

(寛政七年)

甲寅初夏擢_二西塔院鑑職_一。此歲夏冬勤_二兩祖会式講師_一。七年乙卯五月四日卅歲、転_二任大僧都_一。自_二同十

(寛政八年)

八日_一至_二八月廿七日_一於_二無動寺_一從_二慧宅和上_一伝_二受秘密儀軌_一雖_レ有_二所由_一間欠_二伝受_一、而不_レ洩_二録内録

(寛政九年)

外之綱要。八年丙辰二月廿三日始修_二回峯行法_一、依_二不動念誦法_一期_二二百日_一、六月六日滿_レ之。尋企葛

(寛政十年)

川参籠前行_二修_二不動尊八大童子秘法_一、自_二八月十五日_一至_二十月三日_一、当_二院内灌頂教授勤_レ之。九年丁巳

(寛政十一年)

自_二二月朔日_一一百日就_二古本立印念誦法_一勤行回峯、五月初旬果_レ之。九月廿日応_二院内大衆需_一於_二生源寺_一、

(寛政十一年)

山家灌頂教_二授_二之_一終_二于廿八日_一九人受者。十年戊午春為_二新礼拝講勸進_一。復自_二四月朔日_一就_二新本立印供_一、

(寛政十一年)

鍊修回峯、七月下旬教_レ之、物計滿_二三百日_一故就_二石泉流今正敷坊旧儀_一為_二白帶行者_一、被_レ許_二立印加持秘法_一。

(寛政十一年)

回峯修中一日早朝タテマシ馱都務洗袋水側看_二龜徘徊_一。其年勤_二長講会_一一問散心念仏。定性二聚。六月十五日葛川参籠。其春

(寛政十一年)

夏之間神宮寺山及社辺降_二天甘露_一人多知_レ之。回峯行者一兩輩於_二山上横河及二宮樓門前或下八王子社頭

(寛政十一年)

等_二見_二白蛇蟠前日明德院、良航亦見之。_一、又無動寺明王堂石階下徑溝間兩_二頭蟠在_一、乃已巳日快晴而大樹坊弁天遙_二拜

(寛政十一年)

之_二時也_一。偶_レ預_二玉林院_一已待饗_レ心復至_二弁天社_一誦_二經念誦之間如_レ夢如_レ幻拜_二見現_二青衣而横琵琶聖影_一、

(寛政十一年)

猶如_二二十歲許兒女_一。十一年己未山王七社造營落成、大宮正遷座勤_二八講_一一之座講師俗講、常住、其他日二日

叡山西塔の仏足石と蒙觀上人伝

(寛政十二年)

迂宮時役宿老親學_二神像_一移_二鎮神輿_一。又根本中堂迂座結衆參勤。大白牛車法花授記二問三周

(享和元年)

入_二誦_一。九月八日於_二鷄足院_一從_二沙弥祐道_一亮闍梨_一受_二蓮花流葉上流之灌頂_一。享和元年辛酉七月戶津十軸談

(享和三年)

儀。三年癸亥正月廿三日奉_二可_一兼_二帶西教寺_一之令旨、因_レ之同月廿八日以_二坊城故入道俊逸卿_一為_二猶

父、二月六日移_二西教寺_一。即為_二第廿五世_一号_二真梁上人_一。八月所_レ補_二望擬講_一。又他日西教一派達_二貫首宮_一

蒙_レ賜紫。十月三日從_二戒和上豪恕前大僧正_一正覺院奉_二円戒_一登_二戒壇_一掌_二伝戒職位_一。雖_レ然有_二所由_一十二月

遂解_二寺職_一還_二于大仙院_一。此月望日出京遊歷偶_レ看_二大土木像_一於_二市鋪_一欣然求_レ之奉持婦而安_二於自坊

(文化元年)

本尊兩脇_二宛如伊字三点_一。文化元年甲子孟春因_二瑞夢_一于_二坊之乾塘_一建_二小祠_一造_二鳥居_一勸_二請稻荷神_一。

五月廿一日於_二台麓來迎寺_一伝戒和上豪恕前大僧正授_二元応寺伝戒_一。九月奉_二貫首宮令旨_一到_二和州金峯山_一

(文化二年)

役_二彼山遂業判譚_一。十月四日大講堂法花會為_二五問_一。二年乙丑三月十六日根本中堂修_二柏原天皇一千年

聖忌法會_一蒙_二別勅_一勅_二八講_一二座講師_一大四百牛。車講生減。六月四日令_二一兒脱_一素剃染_一。亮榮後為_二越後五智如來別當_一。尋文化三年丙寅十月十二日病逝。十一月

月朔日奉_二座主尊真親王命_一參_二勤御学問所造宮御祈_一。同八日於_二浄土院_一從_二南樂坊光完律師_一受_二梵網戒_一。

(文化四年)

四年丁卯三月三日於_二転法輪堂_一別請_二堅義講師_一尔前一心三觀。分証報如是。初夏転_二于宝園院_一。冬十一月以_二行泉院祖鎮門人

宣明房智玄_一為_二大仙院附弟_一焉。凡予自_二天明丙午七月六日_一至_二文化丁卯之今_一住_二持大仙院_一廿二年如_二一

(文化五年)

日_一也。五年戊辰八月奉_二法花会講師宣旨_一、臘月準_二先例_一依_二谷衆之請_一兼_二林泉院室_一普開末。色衣。六年己巳

(文化六年)

四月廿一日使_二智玄繼_一大仙院席。同廿五日廿六日當_二于大衆大師_一惠亮和高九百五十回遠忌_一於_二院主堂_一二院圖

(文化七年)

衆所_レ修_二八講_一、正觀院鎮祐証義、小僧唄、嚴王院慈周散花。七年庚午春十五日令_二一兒脱_一白染_二衣

(文化 八年)

名_二真順_一後改_二豪乘_一于時十一歲也。越前国北山氏室焉。文政十三年庚寅三月十五日夜亥初刻於_二白鹿星光院_一。里房_一病逝。行年卅一歲。号_二連城房_一。天性聰明器量弘雅深志_二法門_一。学_二涉_一諸家_二子愍_一之。 八年辛未五月十八日

楞嚴院中堂別請堅義一問元品能治。二土弘經。 此年八月廿六日自_二梶井宮_一預_二十月初旬宮講參勤之請_一。九月十七日夕

拜_二任權僧正_一。自_二十月五日_一至_二九日_一參_二清涼殿_一、初日子為_二早懺法導師_一、但此日声明懺法調声梨下官承

真法親王也、予為_二咒願_一中日導師魚山宝泉院僧正、声明例時也。結日 皇帝恭下_二御座_一給_二与_一法親王

及僧侶_一共行、公卿相俱御行道、其儀先法親王起_二立御前_一而大臣納言侍_二其御後_一、僧侶次第經行者也。此

月廿五日極官昇進啓謝、參_二進小御所_一拜_二瞻竜顔_一矣。此月廿七日言_二上座主宮_一因命拜_二轉法輪堂本尊_一。

本堂正迁座役助咒発音亂、尔後法花堂正迁座勤_二導師勤_一之。又復日椿堂并経藏院堂正迁座勤_二導師_一。

六月十日以_二新題者歎牒_一寺家請_二勅詔_一。七月十五日補_二執行_一。八月五日奉_二新題者鳳詔_一、八日以下蒙_二新題

者宮符_一之所由_二申_一告青蓮院宮。九月十五日以_二教王院_一為_二宿房_一并_二法花会雜事_一。晦日寺家捧_二来詔書_一、

於_二大講堂_一伝_レ之。十月四日昼晴夜精義第十夜後半夜精。十年癸酉二月二夜三日於_二大講堂_一執_二行前唐院

大師九百五十年忌、第一第二兩日八講、第三日曼供也。小僧初日四座証義本一一生妙實。三三四下種。 五月令_二工匠造_一大

仙院本尊宝龕_一以安_二三聖像_一。六月廿二日夜丑尅大仙院智玄元是越前人也引接寺真臘上人実實也。病卒_二正観院別房_一以_二遗体_一葬_二

山上_一。廿八日以_二門人性覚_一元是伊勢桑名仏眼院長門之弟子也。擬_二法脈継資_一使_レ改_二名豪寿_一。閏十一月十八日從_二座主宮_一告_二米

来_二十二月廿九日後校町院尊儀_一尽七日御経供養導師參勤之旨、翌日到_二座主宮凶事伝奏家_一謝_レ之。十二月廿

七日入洛乘_二輿參_一入般舟院、勤_二御経供養_一、法事奉行坊城左中弁俊明、凶事伝奏日野別当資薫、関白鷹司

左大臣、着座公卿一条内大臣導師第一被物被引之。大納言導師第二殿上人。被物引之。法事畢後到_二座主関白伝奏職事等家_一、

叡山西塔の仏足石と豪観上人伝

六月十日は文化九年、この前脱落あるか

(文化 十年)

(文化十一年)

啓謝。十一年申戌行年五十九歲、正月廿二日轉正官、翌日參座主宮啓謝。五月十四日以去年臘月

御經供養導師、施銀卅枚於、伝奏日野家賜之遣使僧令請取使僧素稱、論褒姒也。八月為轉正、啓謝參内瞻仰宸

顏、又啓謝於鷹司殿上、上卿右衛門督日野權中納言職事坊城左中弁伝奏六条中納言山科中納言等家並座主宮也。

自二十月三日未尅、至翌四日未尅、別請堅義一生妙覺補地智力証義小僧一問実融禪林院兼仏頂堅者慈映院殿王二問孝海菓樹院兼護法三

問忍袖光聚坊行事、密殿院注記考祐全勝院。十二年乙亥正月廿日小僧雖見擬玉体加持所侵微疾、故

不能勤之、豪恕前大僧正代勤之。自四月三日、至二十二日於讚仏堂修束照宮二百回神忌、十箇日

間法花誦誦、第五日始經導師小僧勤之。十三日逮夜法花三昧導師前大僧正淑徽覺林兜願小僧也、導師袍裝袈裟姿衆僧鈍色七

条。又於二神殿、兩日之間八講修行五座唄小僧勤之。初日証義者豪恕正覺院詮榮惠心院第二日証義淑徽覺林院貫

豪兼門院、兼門院。十八日從歡喜心院宮、御法樂於滋賀院、執行前日一問問答敵對斷惑証義小僧講師慈映問者某甲、当

日曼供導師豪恕衆僧当山及山、科案徒。四月廿三日兩日為大仙院第一世主二百回忌、供養院内谷衆徒。十月法華

大会、第五夜証義小僧廿五番第九夜卅六番以遺教院為宿房。十三年丙子還年厄歲命、仏師吉田源之亟

彫、刻覺大師所感見之山王王子宮神像青衣童形、而且勸誘南溪有信者、與一起当社彼岸講俾復旧儀、其二

軀神像自奉、開眼供養、更告三弟子、令修本地供、而奉安山麓社壇矣。四月四日大宝元三會勤七座

証義現身住持、現身住持。六月六日院内衆徒集、常行堂修惠心僧都八百年忌、逮夜常行三昧小僧為導師。翌日八講

証義有故辭之。九月十日於四季講堂、屈請三院僧侶、被修八講、小僧判談三四兩座西方忌法、花授記。十四年

(文化十四年)

丁丑六十二歲、正月廿六日轉昇大官、翌日參上啓謝於座主宮。三月從座主宮告、來來十六日為啓謝、

(文化十五年)
この年四月廿
二日改元、文
政元年。
(文政二年)

応ニ参内ニ之由上。十六日参内拜ニ瞻天顔ニ帰路参ニ向仙洞女院座主関白伝奏職事等。八月十八日十九日勅字
会大学頭勤レ之、廿日執行兼講師勤焉。(十五年)十年戊寅正月廿日参内玉体加持。十月法花会出勤自新題者 第三会也領ニ

堅者七十一口。文政二年己卯春勢州松坂来迎寺妙有来ニ我別房ニ宿。話之次語曰彫ニ造仏足石ニ俾ニ人拜

瞻ニ則減罪利益曠大云々。於是余曰雖ニ余嘗有ニ其願ニ山居無レ貯故未能果レ願云々。妙有曰吾当レ計レ之云々。

而妙有帰国之後以ニ右件事ニ語ニ山田河崎野村太治兵衛、于レ茲太治兵衛随喜投ニ若干金ヲ将レ令レ遂ニ宿願、

依レ之倩ニ白河石工ニ以令レ彫ニ刻大石ニ便置中本堂側香炉丘下上。其後粟田新宮尊宝親王登山之次覽ニ此足跡ニ

染ニ筆其題字ニ而賜之、故亦刻ニ之標石ニ建ニ其側。十月十三日前唐院八講七八両座証義勤レ焉。從來願望悉

皆満ニ足于此。然則十五日辞レ職解ニ寺印ニ追ニ住侶交ニ退隱休息、自号ニ阿吽庵ニ捨ニ行楽院別墅。然凭ニ從來

有ニ籠山誓紀之願。同三年庚辰三月行年六十五而将仮ニ住星光院ニ欲ニ一紀籠山。是故修ニ理星光坊宇荒

廢。五月十五日始ニ好相行法。七月取相。八月十四日辰上尅登ニ戒壇院諸事成弁、專修ニ遮那業ニ者也。

四年辛巳幸逢ニ根本大師一千年遠忌ニ逮夜戒經全部礼讚当日胎曼供、羊僧為ニ導師、已満未滿之律德齋ニ於

自坊ニ誦ニ誦法花ニ各々以ニ八九十部ニ宛レ之、令レ誦者都合誦誦一千部也。翌年仲冬招ニ請園城寺法明院主

敬長和上於ニ浄土院、続テ顯道和上所ニ大成ニ之円戒ニ以欲レ令ニ此円戒弘ニ行永世ニ者矣。因言紀中乞ニ索性潭

和上所レ校秘密儀軌借ニ用之於義城沙弥ニ以欲ニ校ニ訂谷所レ蔵儀軌。然有ニ障導ニ止ニ息校合之事、尔後雖ニ

再需レ之不能ニ借得ニ故止ニ校合ニ者惜哉。

行年七十七歳満ニ一紀。翌年七十八歳退ニ隱郡守山寄ニ寓西福寺春二月廿八日也。此歳晚秋廿八日有ニ

叡山西塔の仏足石と蒙観上人伝

文政六年から
天保二年まで
記事なし。七
十七歳は天保
三年。
(天保四年)

(天保 五年)

(天保 六年)

(天保 七年)

(天保 八年)

(天保 九年)

(天保 十年)

天保十年の余は、天保九年の豪觀自記と重複するも、一部は相違する。後考を待す。

案内一故赴_ニ信州善光寺。十月十七日逗_ニ留彼寺_一者出入及_ニ三箇年_一。其間於_ニ本尊宝前_一修_ニ弥陀念誦法_一百座_ニ滿_ニ根本陀羅尼_一二万余反。翌年四月十日往_ニ戸隠山_一逗留、百余日之間誦_ニ誦大般若經_一者嘗真_ニ誦此經_一而猶有_ニ殘課百余卷_一故今誦誦且擬_ニ戸隠權現法味_一者耳。復歸_ニ善光寺_一。翌年三月辭_ニ善光寺_一来到_ニ尾州柳原_一三密場_ニ謁_ニ豪潮老人_一。次到_ニ北勢桑名仏眼院_一逗留兩三日、還_ニ于守山_一。次年八十一歲春三月中旬遭_ニ弟子豪宜十六歲_一於_ニ郷国天王邑真田_一病死_上矣。余亦秋冬之間嬰_ニ微疾_一、医薬以漸免_ニ絶命_一。初秋頃不_レ圖而蒙_ニ日光宮令旨_一每年可_レ賜_ニ廿金資糧_一之由也。又此秋黒谷鑿主適_ニ来_ニ于守山_一而告曰須_レ寓_ニ于黒谷_一云々。翌年八十二歲四月中旬乃到_ニ黒谷_一寓居。冬十一月就_ニ湖東町屋宿片山半兵衛_一之求_ニ到_レ彼開眼法華塔_一兼為_ニ諸人_一授_ニ与円頓戒_一及_ニ数千人_一。十二月中旬寓_ニ台麓走井之房_一也。八十三歲春於_ニ大仏金剛院_一因_ニ三井氏伝藏之需_一修_ニ持明灌頂_一。又秋到_ニ撰州天王寺_一再興_ニ山家灌頂_一、又開_ニ瓶持明灌頂結緣灌頂_一受者及_ニ数万人_一。滞留此処。明年四月到_ニ于京師_一於_ニ三井伝藏宅_一開_ニ眼内仏本尊自余諸尊_一而復歸_ニ黒谷_一寓居。

已上大僧正御自記也。此後御入滅迄ノ御伝ハ侍者豪純沙弥之手書也云々。御入滅瑞相在_レ之云々。秘密故不_レ載_ニ翰墨_一云々。可_レ秘_ニ云々。

天保十年己亥春三月京師長井氏ノ請ニ応シテ洛東大仏金剛院ニ於テ受明灌頂ヲ行フ、受者三十余人結縁八百人余ナリ。西往沙弥ナル者頃年撰陽ニ於テ信州戸隠山九頭竜王ノ神像ヲ修シテ遂ニ成ル。同年秋九月師ニ開眼ヲ乞フ。師即其請ニ応ス。其次四天王寺衆徒ノ請ニ応シテ彼寺ニテ灌頂ヲ行フ。山家相承

(天保十四年)

(弘化二年)

(弘化三年)

(弘化四年)

ノ密灌ヲ受ル者十余人受明三百余人結縁数万ニ及フ。同十四年癸卯師年八十八春二月鏡齋ヲイトナンテ山上山下ノ堂社ニ供シ又座主宮等高貴ニ献シ有縁ノ縑素ニ施ス。弘化二年冬有栖川宮ノ求ニ応シテ紺紙金泥ノ壽命經ヲ書写シテ献ス。同三年丙午春ヨリ起居歩行自在ナラズ。三月廿三日末弟豪純登壇受戒師同法ト俱ニ証明ヲ為ス。同年夏竟ヨリ寢食少シク例ニ違ス、シカモ病苦アル事ナシ。師自ラ起ベカラザル事ヲ知リテ没後ノ事ヲ囑シ、万事ヲ放下シ偏ニ聖衆ノ迎接ヲ待玉フ。八月廿一日山ヲ下リ台麓浄泉ノ別坊ニ移ル。臘月十日比ヨリ侍人ニ命シテ臨末ノ用意ヲナサシム。時々当麻ノ変相ヲ安セシメテ拝シ玉フ。十五日ハ例ノ如ク説戒シ玉フ。廿七日マテハ温炉ノ辺ニ或ハ坐或臥、法語常ノ如シ。廿八日齋後ヨリ容貌少シ違変ス。コレヨリ平臥。同日正觀円如僧正本覚考忍僧、都等ヲ招テ永訣ヲ述玉フ。廿九日ノ説戒ハ師ハ平臥ユヘ豪純枕頭ニテ作法ス。師ナホ露地ノ偈ナド暗誦シ玉フ。同夜酉ヨリ亥比マテ黒谷老僧ト御物語涙トトモニ年来外護ノ勞ヲ謝シ玉フ。明レハ元且辰ノ時ナホ豪純カ為ニ法語アリ。後ニ思ヘハ是レ最後ノ御物語ナリキ。是ヨリ言語マレナリ。去ル廿八日ヨリ常ニ迎接ノ像ヲ安シ、常ニ香灯ヲ供養シ、看侍ノ者仏号断ル事ナシ。二日夜亥ヨリ丑ノ比マテ少シク苦痛アルニ似タリ。コレヨリ前後苦相ヲ見ズ。三日朝ヨリスベテ食事言語アル事ナシ。看病人時々加持土砂ノ水ヲ口唇ニ濡スニ、四日酉ノ刻マテナホ吸フ勢アリ。酉ノ半刻ヨリ氣息漸々微衰ナリ。豪純等引金ヲ鳴シテ静ニ念仏ス。戊上刻ニ至テ續^つヲ属スルニ氣息已ニ絶タリ。五日夕同法集会シテ回向ヲ修シ、遺骸ヲ无動寺ノ麓平子トイヘル山ニ送リテ闍維ス。遺骨ハ悉ク湖水ニ投スベシトノ願命ナレトモ遺弟忍慕ノ余リ相議シテ少分ノ骨ヲ

叡山西塔の仏足石と豪観上人伝

留メテ西塔大仙院ト黒谷ト両処ニ塔ヲ建ツ、自余ノ骨ハ遺命ニ任セテ湖水ニ投ス。

(朱)
孔永院比丘前大僧正豪觀大和尚弘化四年_{丁未}正月四日円寂九十二歳

安政三年辰十月以西来寺真阿僧都所藏本沙門法竜書写